

説 明 資 料

〔 議 論 の 概 要 と 今 後 の 論 点 （ 地 方 税 ） 〕

令 和 2 年 10 月 16 日 （ 金 ）

総 務 省

地方税における税務手続の電子化について

【1 eLTAXの状況】

- eLTAXの利用率については、各税目とも近年堅調に増加傾向にある(例:法人事業税73.7%、個人住民税(給与支払報告書)47.1%(令和元年度))。
- 地方税共通納税システムが令和元年10月に稼働し、主として法人向けの税目について、全ての地方団体に対し電子納税が可能となっている。令和2年度税制改正において、対象税目に個人住民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割を追加。
- 個人住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)については、平成28年度課税分から電子的な通知が可能となっている。一方、特別徴収税額通知(納税義務者用)については、書面により通知されている。

【2 自動車税等関係手続】

- 自動車税関係手続については、既に44都道府県でオンラインで行うことが可能となっている。一方、軽自動車税関係手続については、現時点でオンライン化が実現していない。

【今後の主な論点】

- ✓ 地方税共通納税システムについては、利便性の向上等の観点から、対象税目の拡大が必要ではないか。
- ✓ 特別徴収税額通知(納税義務者用)については、地方団体及び特別徴収義務者の理解を得ることに留意しつつ、個人情報の適正な取扱いを確保した上で、個々の納税義務者に電子的に送付することができる体制を有する特別徴収義務者に対してeLTAXを経由し送付する仕組みを速やかに導入すべきではないか。
- ✓ 自動車税関係手続のオンライン化について、早期に全都道府県での導入を実現するとともに、軽自動車税関係手続についてもオンライン化を進めることが必要ではないか。
- ✓ 納税者や地方団体の負担軽減に資する地方団体の税務システムの標準化を進めていくことが必要ではないか。